

「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究」について

平成25年5月29日 野中 賢治

この研究は、平成24年度に、財団法人こども未来財団の児童関連サービス調査研究等事業として取り組まれたものです。

1、調査研究の背景と目的、体制・方法

- 国の、放課後児童クラブガイドラインが策定されてから5年が経過した。この間、放課後児童クラブ数・利用児童数は大きく増加した。同時に、子育てと仕事の両立支援や子どもの健全育成の必要性、また子どもが被害にあう事件や災害等から安全を確保することの重要性もますます高まってきている。これらの背景をふまえて、平成24年8月には放課後児童クラブの規定（児童福祉法第6条の3第2項）が改正されるなど、放課後児童クラブのあり方について再度検討する必要性が生じてきている。
- このような経緯と事情をふまえ、本研究は、柏女霊峰・淑徳大学教授を座長とする「放課後児童クラブの運営内容に関する研究会」を設置し、放課後児童クラブの現状や課題の整理を行い、「平成19年放課後児童クラブガイドライン（注）」をもとに、この5年間の放課後児童クラブに関する変化を検討して、新たな「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」を作成することとした。
- 放課後児童クラブガイドラインの改訂を進めるにあたっては、「平成19年放課後児童クラブガイドライン」の研究成果をもとに、平成19年以降に策定された都道府県の放課後児童クラブガイドラインや放課後児童クラブに関する先行研究をレビューし、放課後児童クラブを取り巻く環境や、放課後児童クラブの現状と課題を整理した。また、厚生労働省等が実施した放課後児童クラブに関する調査、子どもと家庭に関する諸調査等を参考にした。

2、「平成19年放課後児童クラブガイドライン」作成以後の課題

- 「平成19年放課後児童クラブガイドライン」が策定された後の5年間の放課後児童クラブに関する研究会や施策の動向などから事業の内容に関する主な課題としては、「安全対策・緊急時対応の強化」「事業運営における権利擁護・法令遵守の徹底」「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容の明確化」「保護者からの相談の対応、家庭での養育に特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応」等があげられている。
- 平成24年8月に児童福祉法の一部が改正され、放課後児童クラブの対象児童の年齢が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」となった。また、放課後児童クラブに関する設備及び運営、従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い市町村が条例で定めるものとし、その他の事項（施設、開所時間等）については厚生労働省令で定める基準を参酌して市町村が条例で定めることとされている。このような児童福祉法の一部改正に伴って「国の放課後児童クラブガイドライン」の改訂の必要性が生じたことと併せて、「平成19年放課後児童クラブガイドライン」の内容にも見直しの必要な部分が生じている。

3、「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」の内容

- 「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」の構成
 - ・「平成19年放課後児童クラブガイドライン」が「国の放課後児童クラブガイドライン」に反映されるとともに広く周知され、その内容が今日の放課後児童クラブ

の運営や今後の改善に役立つものとして機能してきたことを勘案して、基本的な内容はそのまま維持するものとし、改訂はこの間の事業の推移や研究成果、明らかになった課題への対応等を反映させて必要な部分を補強するという視点で進めることとした。また、引き続き、総則的事項や事業の枠組みを含めてガイドラインとして提示することが必要であると判断した。

- ・なお、本研究では、放課後児童クラブの利用促進や研修機会の確保など、市町村が関与する事項であっても、運営内容と関係の深い事項については、本ガイドラインで示すこととした。
- 「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」の作成にあたって重視したこと
 - ・子どもの視点に立ち、子どもにとってどういふ放課後生活が用意されなければならないかという観点から、放課後児童クラブが果たすべき事業役割や提供すべき機能を検討したこと。
 - ・子どもの発達段階、家庭生活等も考慮して、放課後児童指導員が子どもとどのような視点で関わるのが重要であることを示すことを目指したこと。
 - ・守秘義務や専門性の向上に関すること等、現場の放課後児童指導員の取り組みや職業倫理に関することについて盛り込んだこと。
 - ・今後、国が児童福祉法第34条8の2第1項第2項に基づいて規定する省令基準に盛り込まれると想定される人員配置や施設設備等に関する基準について、望まれる基準内容を総則にまとめて盛り込んだこと。
 - ・放課後児童クラブに関する法改正、ならびに5年間の放課後児童クラブの運営等に深くかかわる法改正、制度改正をふまえた改訂を行ったこと。
 - ・この間の放課後児童クラブに関する施策と実際、放課後児童クラブに関する研究成果等を盛り込んだ改訂を行ったこと。

○ 「平成19年放課後児童クラブガイドライン」から改訂した主なもの。

- ・児童福祉法の一部改正に伴って、放課後児童クラブに通う子どもの対象年齢が、「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」とされたことを反映して、ガイドライン各項目に必要な加筆修正を行った。なお、「第三章4 子どもの発達から見た放課後児童クラブの課題」にも6～12歳の子どもの生活・発達について記述してある。
- ・「平成19年放課後児童クラブガイドライン」作成後の放課後児童クラブの増加に伴う社会的な役割のありように応えられるように、「平成19年度放課後児童クラブガイドライン」の総則的事項と事業の枠組みをまとめ、「権利擁護・法令遵守」と「安全対策・緊急時対応」を加えたものを総則的事項とした。
- ・「保護者からの相談への対応」「家庭での養育に特別の支援を必要とする子どもへの対応」の項目を新設した。項目内容の作成に当たっては、「保育所保育指針」(厚生労働省告示第141号、平成20年3月28日)、「児童養護施設運営指針」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、平成24年3月29日)等から学ぶと共に放課後児童クラブの実際に即した指針となるよう心がけた。
- ・新たなカテゴリーとして、「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」を設けた。内容には、「平成19年放課後児童クラブガイドライン」作成後の研究成果を反映させてある。
- ・放課後児童指導員の役割を総称して「(放課後児童クラブに通う)子どもの育成・支援」と表現した。これによって、今まで固有の表現がなかった放課後児童指導員の役割についての表現を統一した。
- ・そのほか、この間の放課後児童クラブ及び子ども家庭福祉施策の動向と放課後児童クラブの質の向上を図るための研究成果を反映させて、項目ごとに必要な改訂

を行っている。また、都道府県のガイドライン等、自治体のガイドライン作成の成果を反映して必要な加筆を行った。例えば、「都道府県のほとんどのガイドラインに入室時の対応の記述が詳しく記述されている」「おやつについては何らかの記述がある」等のことである。

- ・なお、直接項目に反映させていないものでも、内容に関して配慮する必要のあることについては、【現状と課題、考え方】の項に記述してある。

○「平成19年放課後児童クラブガイドライン」との比較

- ・「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」は、13カテゴリー38項目にまとめた。「平成19年放課後児童クラブガイドライン」の項目と改訂された項目との比較は、まとめて表に記した。

4、補足

「仕事と子育ての両立を支援するサービスの連続性と整合性並びに質の評価に関する基礎的研究、松村祥子・野中賢治「放課後児

童クラブの質に関する調査研究」(平成22～24年度厚生労働科学研究)との関わり

- ・この研究は、「子どもの生活時間調査、諸外国の放課後児童クラブと放課後児童指導員の状況調査、放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容及び放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格について」等をテーマに取り組みされている。
- ・平成22～23年度の調査研究「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」の研究成果は、「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」に反映された。また、平成24年度の「放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格について」の調査研究は、この「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究」の成果を活用して行われている。

(注)「放課後児童クラブにおけるガイドラインに関する調査研究」(柏女霊峰座長 平成19年2月、財団法人子ども未来財団)を略記した。

この調査研究が今後の放課後児童健全育成事業の基準策定に活用され、その内容に反映されることを期待しています。

改訂版・放課後児童クラブガイドライン

平成25年3月作成

1 総則的事項

(1) 事業目的

○放課後児童クラブは、①小学校に就学している子どもで、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、②その放課後の時間帯において子どもに適切な遊び及び生活の場を提供し、③子どもの「遊び」及び「生活」を支援することを通して、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業である。

(2) 事業の機能・役割

○放課後児童クラブに求められる機能・役割は、次の8点に整理される。

- ▶ 子どもの健康管理、情緒の安定の確保
- ▶ 出席確認をはじめとする活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- ▶ 子どもの活動状況の把握
- ▶ 遊びの活動への意欲と態度の形成
- ▶ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- ▶ 連絡帳などを通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- ▶ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- ▶ その他、放課後における子どもの健全育成上必要な活動

○上記の機能・役割を果たすためには、以下の視点で子どもの育成と日常生活の支援に取組むことが大切になる。

- ▶ 子どもの発達の特性をふまえながらその発達を個々の子どもの実際に即して援助していくことが必要である。
- ▶ 放課後児童クラブでの子どもの状況を家庭に伝え、日常的に情報交換を行って、家庭状況をふまえながら保護者の子育てを支援することが必要である。
- ▶ 放課後児童クラブは子どもが生活している地域にも視野を向け、子どもが育つ地域の環境づくりへの支援を行うことが望ましい。

(3) 対象児童

○対象児童については、①小学校に就学している子どもで、②保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもとする。

(4) 対象児童の規模

○施設設備、職員体制等の状況を総合的に検討し、適切な生活環境と事業内容が確保されるように、適正な児童数の規模で運営することが必要である。

○放課後児童クラブにおける集団の規模については、放課後児童指導員と子どもが信頼関係を結ぶ、なおかつ子ども自身がお互いを生活のメンバーとして知り合い認め合える規模として、おおむね40人程度までとすることが望ましい。

○子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、大規模なクラブについては規模の適正化（分割等）を早急に行うことが必要である。

(5) 開所日、開所時間

○開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、子ども自

身の生活、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して設定することが必要である。

○土曜日、長期休業期間、学校休業日など一日開所の日については、開始時刻を含めて保護者の就労実態等をふまえて開所することが必要である。

○新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

(6) 利用の開始に関わる留意事項

○放課後児童クラブの募集は、適切な時期に様々な機会を利用して広く周知を図ることが必要である。

○市区町村および運営主体は、利用契約内容の明文化、入所承認の方法の公平性の担保などに努める必要がある。

○利用の開始にあたっては、説明会等を開催し、利用にあたっての決まりなどについて説明することが求められる。

(7) 権利保護、法令遵守

○放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、以下の事項を明文化して利用者に明示し、すべての職員に遵守を義務付ける必要がある。

- ① 子どもや保護者の人権の尊重
- ② 守秘義務の遵守
- ③ 個人情報等を法に基づいて適切に取り扱うこと

○放課後児童クラブの運営主体は、職員の意識啓発を図って、それらの遵守状況の確認と改善を図るための組織的な取り組みをする必要がある。

(8) 安全対策・緊急時対応

○放課後児童クラブの運営主体は、衛生管理と放課後児童クラブにおける事故やけがの防止や発生時の対応について適切な計画を策定し、放課後児童指導員に周知徹底することが必要である。

○放課後児童クラブの運営主体は、防災・防犯対策、子どもの来所帰宅時の安全確保等について適切な計画を策定し、保護者や地域の関係機関・団体と協力して子どもの安全を守ることが必要である。

○放課後児童クラブの運営主体は、事故や災害の発生時の応急対応や二次被害を防ぐための対応について適切な計画を策定し、想定訓練を行うなど迅速に対応できるようにしておくことが必要である。

2 適切な整備と運営に向けて

(1) 整備の考え方

○放課後児童クラブについては、子ども・子育て支援法に基づき各市区町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、計画的に基盤整備を図ることが必要である。

○放課後児童クラブについては、各市区町村が責任を持ってその基盤整備を行い、運営主体と連携して利用促進を図ることが必要である。

○待機児童がいる市区町村においては、新たに放課後児童クラブを整備する等により待機児童の解消を図ることが必要である。

○市区町村及び都道府県は、放課後児童クラブの円滑な運営に向けて

運営指針の策定や研修の実施に努めることが求められる。

- 市区町村は、各放課後児童クラブの運営状況を定期的かつ随時で確認し、必要な指導・助言を行うことが求められる。

(2) 運営主体について

- 放課後児童クラブの運営は、子どもへの支援の継続性という観点からも、安定した財政基盤と運営体制を有し、子どもの福祉や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、継続的・安定的に運営することが望ましい。
- 市区町村は、運営主体の経営基盤や体制の安定面、子どもの福祉についての理解度、事業の継続性・安定性が担保されるかについて確認することが必要である。
- 運営主体の変更が生じる場合には、市区町村は、子どもへの支援の継続性が保障され、子どもへの影響が最小限に抑えられるように努める必要がある。

3 施設・設備

(1) 施設

- 子どもが放課後の「生活」の場として過ごす放課後児童クラブの役割をふまえ、安全・衛生面に配慮し、子どもが安定して日々の生活を送ることができる専用の施設（スペース）とすることが必要である。室内のレイアウトや装飾にも心を配り、子どもが心地よく過ごせるように工夫することも望まれる。
- 放課後児童クラブの対象児童に専用の部屋が確保される必要がある。子どもが生活するスペースについては少なくとも子ども1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが求められる。なお、施設（部屋）内の子どもが生活するスペースについては、落ち着いた学習やおやつ・学校休業日時の昼食の摂取などができるスペース、静かな遊びができるスペース、雨天等に動的な遊びをすることができるスペースを確保することが必要である。
- 子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保することが必要である。
- 室内においても遊ぶことができる空間を確保すると共に、屋外遊びを豊かにするため、学校と連携して校庭・体育館を利用したり、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用したりすることが求められる。
- 放課後児童クラブの施設には、子どもの生活スペースとは区分された指導員の作業スペース、更衣室などの環境整備も求められる。

(2) 設備・備品

- 設備・備品として、安全・衛生が確保された設備を備え、「遊び」を豊かにするための遊具、図書及び子どもの所持品を収納するロッカー等が設けられることが求められる。

4 職員体制

(1) 職員体制

- 放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置することが必要である。
- 放課後児童指導員は、安全面への配慮や事業の円滑な運営のために、常時複数配置することが必要である。
- 放課後児童指導員は、専任の職員として配置されることが求められる。なお、子どもとの安定的な関わりが継続できるようにするために、放課後児童指導員の長期的に安定した雇用を確保する必要がある。

る。

- 放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。
- 放課後児童指導員の勤務時間については、開所時間の前後に必要な準備時間を設けることを前提として設定されることが望ましい。
- 地域のボランティアについても、状況に応じて積極的に協力を求めることが望まれる。

5 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容

(1) 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容

- 子どもは、放課後児童クラブを日常の「遊び・生活の場」として一定時間を過ごす。したがって、放課後児童クラブでは、「子どもの生活全体を安定的に維持する中で、子ども一人ひとりと子どもの集団全体の生活内容を豊かにする」ことが求められる。
- 放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から求められる子どもへの育成・支援には、以下の内容が求められる。
 - ▶ 子どもがすすんで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者・放課後児童指導員の連携による支援がある。
 - ▶ 信頼できる大人（放課後児童指導員）がいて、子どもが安心して過ごせている。
 - ▶ 子どもが放課後児童クラブの場を自分たちの遊び・生活の場として実感でき、生活時間の区切りや活動の予測などに見通しを持って過ごせている。
 - ▶ 子どもが放課後を過ごすために必要とされる、休息や健康への配慮がある。
 - ▶ 子どもが放課後の時間を過ごすために必要なおやつを提供がある。
 - ▶ 子どもの発達に即した遊びと活動ができるように、環境の整備と支援がある。
 - ▶ 子どもが放課後児童クラブで安全に過ごすことができるような環境の整備と支援がある。
 - ▶ 子どもが養育環境や発達面などで固有の援助を必要としている場合に、援助が適切に行われている。

(2) 子どもへの育成・支援にあたっての留意点

- 日々の遊びの中で、子どもが自分で遊びを選択したり創造したりすることができるように支援することが望ましい。
- 子ども一人ひとりの生活状況を把握しながら、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮し、子どもの意見を尊重して支援することが必要である。
- 放課後児童クラブと家庭が子どもの様子を伝え合い、協力して、子どもの遊び・生活を支援することが求められる。
- 必要に応じて放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民が広く協力しながら活動に関わることができるような体制を検討することが望ましい。

6 放課後児童指導員の役割と職務

(1) 放課後児童指導員の役割と職務の内容

- 放課後児童クラブの事業目的とその機能・役割から、求められる放課後児童指導員の役割を整理すると以下のようになる。
 - ▶ 一人ひとりの子どもの状況を把握する

- ▷ 子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる
- ▷ 放課後児童クラブで過ごす上で必要な基本的生活習慣を習得することを援助する
- ▷ 遊びや諸活動を通じて、一人ひとりの子どもの生活を支え、発達を促す
- ▷ 危険から子どもを守るとともに、子どもが自らを守りお互いを守る力を育てていく
- ▷ 保護者との伝え合いを通じて、子どもの育つ家庭での生活を支える
- ▷ 地域社会の中で、子どもの生活が円滑に進められるようにする
- ▷ 学校や地域、その他関係機関との連携を深める

○職務の内容は、「5 (1) 放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容」を実現することに努め、次のような活動を実施することが望ましい。

- ▷ 子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定に係る活動
- ▷ 基本的生活習慣の確立に向けた指導
- ▷ 遊びや体験を通じ自主性、社会性、創造性を培う活動
- ▷ 保護者への連絡、支援、連携
- ▷ 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流活動

○また、子どもや保護者に直接関わる職務以外に、放課後児童クラブの運営を円滑に進めるために、以下のような取り組みが必要とされる。

- ▷ 会議・打ち合わせ等による指導内容に関する情報の共有
- ▷ 子どもの様子及び育成・支援の記録と、職場内における検討
- ▷ 学校との連絡・調整
- ▷ 地域の関係機関・団体との連絡、調整
- ▷ 研修
- ▷ 行事や活動の企画と記録
- ▷ 事務（記録・たより等の作成、提出物の点検、会計事務等）
- ▷ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

(2) 放課後児童指導員の社会的責任と職場倫理

○放課後児童クラブは地域社会の中で子どもを育成・支援するという役割を担っており、社会的信頼を得て取り組むことが求められる。また、放課後児童クラブにおいては、放課後児童指導員の言動は子どもや保護者に大きな影響を与える。したがって放課後児童指導員は、仕事を進める上での倫理を自覚して、自らを律し、育成・支援の内容の向上に努めなければならない。

○放課後児童指導員に求められる倫理には、次のようなことが考えられる。

- ▷ 子どもの人権の尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること
- ▷ 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること
- ▷ 保護者との対応・信頼関係の構築に関すること
- ▷ 個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること
- ▷ 放課後児童指導員の資質の向上と協力に関すること
- ▷ 事業の公共性の維持に関すること

○放課後児童指導員に求められる倫理については、明文化された規範を作成し、普及することが求められる。

(3) 職員集団のあり方と責任者の役割

○放課後児童クラブには、運営管理の責任者を定め、その役割と責任を明らかにすることが必要である。

○運営管理の責任者は、放課後児童クラブの運営状況の全体を把握し、事業を円滑に進める役割、放課後児童指導員の意識形成や効率的な配置を行う役割、並びに学校や地域の関係機関・団体との連携を図る役割が求められる。

○放課後児童指導員同士は、常に情報交換を行い、共通理解を図りながら、相互に協力して事業の向上を目指す職員集団を形成する必要がある。

7 障害児の受け入れについて

(1) 障害児の受け入れの考え方

○障害児について希望がある場合は、可能な限り受け入れに努めることが必要である。

○発達障害児が放課後児童クラブを利用する機会が確保されるよう、適切な配慮を行う必要がある。

○放課後児童クラブの環境条件によっては、放課後児童クラブでの受け入れが困難な場合が考えられるため、障害に配慮した援助・支援が行えるように受け入れの判断を行うことが必要である。

○受け入れの判断について、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように受け入れの判断の基準等を定めることが求められる。

○受け入れの判断は、書類確認、面接、観察などのほか、関係者が協議するなどして行うことが求められる。

(2) 障害児の受け入れにあたっての留意点

○障害児の特性をふまえた援助・支援の向上のために、学校や地域の障害児関係の専門機関（デイケア施設も含む）、専門家等との相談体制を構築し、障害児受け入れのための職員研修や学習会の実施による指導の向上に努めることが求められる。

○障害児やその他配慮を要する子どもを受け入れる際、その障害の程度等から特に個別の支援が必要な場合は放課後児童指導員を加配することが必要である。また「保育所等訪問支援」を活用するなど、専門家の協力や保護者との相談等を工夫し、計画的で継続的な個別支援ができるようにすることが望まれる。

○障害児が放課後児童クラブで安全に過ごすことができるように、施設・設備のバリアフリー化に取り組むことが求められる。環境整備は、施設整備等の改修に加えて子どもの利用にあわせた環境設定の工夫が望まれる。

○障害児の放課後児童クラブへの受け入れにあたっては、障害者虐待防止法の理念にもとづいて障害児への虐待の防止に努めるとともに、防止にむけての措置を講ずることが必要である。

8 保護者への支援・連携

(1) 保護者への連絡・支援

○子ども一人ひとりの出欠や心身の状況を把握し、必要な場合は保護者に対して迅速に連絡をとることが必要である。

○定期的に子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持つことが望まれる。

○保護者への連絡については、連絡帳を効果的に活用することが必要である。その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、たより、保護者

会、個人面談など様々な方法を有効に活用することが望まれる。

(2) 保護者及び保護者組織との連携

○放課後児童クラブの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにすると共に、保護者が活動や行事に参加あるいは協力する機会を設けるなどして、保護者との協力関係を構築することが必要である。

○父母の会や運営委員会等の活動についても積極的に支援、連携し、放課後児童クラブの運営を保護者と連携して進めることが求められる。

○父母の会の活動を支援したり保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士の協力により子育ての責任を果たせるような支援を行うことも望まれる。

(3) 保護者からの相談への対応

○放課後児童クラブは、子どもへの育成・支援を通じて保護者との信頼関係を築くことが求められる。

○相談にあたっては、相互の信頼関係を基本にして、保護者の自己決定を尊重することが求められる。

○保護者の子育てに関する悩みや不安などについての相談に応じ、必要な助言や支援を行うとともに、必要に応じて市区町村の担当部署や専門機関と連携することが求められる。

○子どもが放課後児童クラブを退室する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭状況に配慮し、相談に応じて適切な支援・サービスの紹介や引き継ぎを行うことが望まれる。

9 学校・地域との連携

(1) 学校との連携

○子どもの生活の連続性を確保するために、学校との連携を積極的に図る必要がある。

○子どもの下校時刻の確認、年間計画や行事予定等の交換、指導内容や管理体制に関する学校との連絡・調整、下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡・連携、学校の授業参観や行事への参加、子どもに関する相談や情報交換、その他運営の協力に関することへの取り組みが考えられる。

○学校長、各担任教諭はもちろんのこと、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどについても、必要に応じて連携を図ることが求められる。

○学校との情報交換にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持についてのルールをあらかじめ放課後児童クラブと学校の間で取り決めておくことが必要である。

○子どもの生活と遊びの場を広げるために、学校の校庭・体育館や余裕教室等を活用させられるように施設面の連携を図ることも求められる。

(2) 保育所・幼稚園等との連携

○子どもの発達連続性を保障するため、保育所・幼稚園等と連携し、情報の共有と相互理解に努めると共に、合同研修や行事などを通じた交流の推進によって育成・支援の内容の連続性が確保されるように努めることが求められる。

(3) 地域、関係機関との連携

○放課後児童クラブの子どもの生活が地域に理解され、協力を得られるようにするために、地域の関係組織や児童関連施設等と連携を図っていくことが求められる。

○子どもの病気や事故、トラブルなどに備えて、日常から地域の医療・保健・福祉等の関係機関と連携をとるように努めることが必要である。

10 児童虐待等への対応

(1) 児童虐待への対応

○放課後児童指導員は、子どもの心身の状態や家族の態度などの観察や情報の収集により、児童虐待の早期発見に努める必要がある。

○児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市区町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所、市区町村の児童虐待対応窓口や保健所等の関係機関と連携して対応を図っていくことが求められる。

(2) 家庭での養育に特別の支援を必要とする子どもへの対応

○放課後児童指導員は、家庭での養育について支援が必要な子どもの早期発見に努める必要がある。

○放課後児童指導員は、家庭の状況を把握しながら、放課後児童クラブで子どもが安心して過ごすことができる人間関係を築くことが望まれる。

○必要に応じて、市区町村相談機関、児童相談所に相談し、家庭への養育面での支援を行う地域ネットワークの一員として役割を担うことが求められる。

11 安全対策・緊急時対応

(1) 事故やケガの防止と対応

○日常生活・遊びの中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し必要な補修等を行って、危険を排除することが必要である。

○事故やケガを防止するために、子ども自身が安全に配慮した行動を学習・習得できるように援助することが必要である。

○事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成して放課後児童指導員に周知徹底することが必要である。

○事故やケガが発生した場合には、適切な処置を行うとともに、二次被害の防止に努める必要がある。なお、事故発生時の応急対応や二次被害を防ぐための対応については、想定訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておくことが求められる。

○事故やケガが発生した場合には、子どもの状況等について保護者にすみやかに連絡し、実施主体並びに市区町村に報告することが必要である。なお、事故後は、家庭にかかる負担や事故の当事者同士の関係についても配慮し適切に対応することが望まれる。

○実施主体は、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、放課後児童指導員間で共有すると共に、防止対策を策定することが望ましい。

○必ず賠償責任保険に加入することが必要である。また、傷害保険等に加入することが必要である。

(2) 衛生管理

○感染症の予防や健康維持のため、手洗いやうがいの励行、施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底することが必要である。また、放課後児童クラブ内や地域・学校で発生している感染症に関する情報を保護者に提供することも求められる。

○感染症等の発生時の対応については、あらかじめ放課後児童クラブ

としての対応マニュアルを作成しておくことが必要である。

(3) 防災・防犯対策

○災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるように、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設設備や地域環境の安全点検、放課後児童指導員間並びに関係機関との安全確保に関する情報の共有等に日頃から努めることが必要である。

○地震・津波等の自然災害については、市町村と連携して災害時対応の計画を策定し、必要な訓練を実施して災害に備える必要がある。

○定期的に避難訓練等を実施することや、非常警報装置や消火設備等を設けるなど、消防法の規定に沿った対応策を作成して実施する必要がある。

(4) 来所・帰宅時の安全確保

○来所・帰宅時の安全確保のために、子どもの出席や帰宅の状況について保護者との連絡のもとに確実に確認することが必要である。

○子ども自身が自らの安全を確保できるような学習への支援（安全教育）、放課後児童クラブとしての安全対策の作成や保護者への協力の呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動の実施等の取り組みが求められる。

○市区町村においては、子どもの安全確保に関する地域の関係機関・団体等の連携が円滑に行われるように必要な調整を行うと共に、子どもの安全確保のためのチェックリスト等を作成して各放課後児童クラブに配布し、活用を促すことが求められる。

(5) 緊急時の対応

○放課後児童クラブは、事故・ケガ、災害など様々な緊急時に迅速かつ適切に対応できるようにあらかじめ対応方針を定めて、想定訓練をしておくことが必要である。

○緊急時においては、子どもの状況等について保護者にすみやかに連絡を図ると共に、実施主体並びに市区町村に情報を迅速に報告し、必要に応じて関係機関に情報を伝達することが必要である。

○感染症、災害などが発生した場合の緊急時の対応については、責任と役割を明確にした対応の体制並びに手順・ルール等についてマニュアル等の形であらかじめ定めておくことが必要である。

○子どもの安全確保のために臨時の休室がやむをえないと判断される場合は、保護者の就労に配慮し、市区町村や学校と協議の上で実施することが求められる。

○事業の運営主体は、放課後児童指導員のための研修の機会を提供し、その参加を保障することにより、資質向上を図るように努めなければならない。

○放課後児童指導員は資質の向上のため積極的に研鑽に努めることが必要である。

○市区町村及び都道府県については、区域内における放課後児童クラブの適切な運営を確保するために、研修等の機会を設定することが求められる。

(2) 事業内容向上への取り組み

○放課後児童クラブは、事業内容について定期的に自己評価する機会を持ち、自ら事業内容向上に向けた取り組みを進めることが求められる。

○事業内容向上への取り組みには、利用者である子どもや保護者の意見を取り入れることや、外部からの客観的評価を取り入れるなどした上で、事業内容改善への取り組みの成果を公表することが望ましい。

13 運営管理

(1) 適正な会計管理・情報公開

○利用料等の徴収、管理及び執行にあたっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。

○会計や運営の状況について、保護者や地域に対して情報公開することが求められる。

(2) 要望・苦情への対応

○要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知すると共に、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る必要がある。

○苦情対応については、市区町村と放課後児童クラブが協力して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみを構築することが求められる。

(3) 労働環境整備

○放課後児童クラブの運営者は、放課後児童指導員の労働実態や意向を把握し、放課後児童指導員が健康に意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

○雇用者負担のもとでの健康診断及び検便の実施が必要である。

○雇用者として労働災害保険に加入しておくことが必要である。

12 事業内容向上への取り組み

(1) 研修

座長 柏女 豊峰		＜「放課後児童クラブの運営内容に関する研究会」名簿＞		本研究会は、こども未来財団の委託事業（平成24年度児童関連サービス調査研究）として実施したものです。	
委員 網野 武博	東京家政大学家政学部 教授	淑徳大学総合福祉学部 教授		本研究会の成果を引用・転載、研修用資料等に使用する場合は、事前にこども未来財団（TEL：03-5510-1833）までご連絡ください。	（平成25年3月作成）
飯野 美加	目黒区子育て支援部子ども政策課 子ども家庭支援センター係	ほ・ねっとひろば 子ども家庭支援ワーカー			
尾木 まり	子どもの領域研究所 所長				
野中 賢治	(財)児童健全育成財団財団企画調査室 室長				
山岡由加子	みずほ情報総研株式会社社会政策コンサルティング部 福祉・労働課長				

事務局：(財)児童健全育成財団 野中賢治・渡部博昭 事務局補助：東京大学大学院教育学研究科 佐藤晃子